

タイ国立科学技術開発庁（NSTDA）の科学技術開発のための基金への寄付申込書

投資委員会（BOI）が国家と産業全体に役立つ活動への投資または支出を促進し誘致を図るため、仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号 件名：投資奨励政策および基準の第 9 項（9.2）メリットによる追加恩典（Merit-based Incentives）の恩典付与の基準、第 9.2.1 項（2）委員会が同意する、タイ国内にある技術・人材開発基金、教育機関、専門訓練センター、研究開発機関および科学技術分野の政府機関への寄付を發布したことに付き、

1. 会社名.....代理人.....住所.....
.....電話.....ファックス.....携帯番号.....
E メール..... BOI 奨励証書番号.....奨励申請/奨励取得分野:の製造業種.....は、金額.....パーツ
（文字で.....）で NSTDA の科学技術開発のための基金への寄付を希望し、
.....に基金に送金する。（通年と四半期で明記してください。同じ金額で分割払い可能。）

2. 奨励申請プロジェクトのみの当初 3 年間の売上見込み（単位：千パーツ）

	奨励申請時			STI 恩典申請時		
	1 年目	2 年目	3 年目	1 年目	2 年目	3 年目
売上見込み						

3. 当てはまるところに ✓ を入れてください。各項目から一つだけ選択することができる。

3.1 会社は ☐ 1 年間 ☐ 2 年間 ☐ 3 年間 法人所得税免除の期間を追加するために、メリットによる追加恩典（Merit-based Incentives）の申請を希望する。

3.2 会社は NSTDA が広報目的で基金への寄付の情報を使用することを ☐ 許可する ☐ 許可しない。
会社は、基金に既に送金した、かつ投資委員会事務局が投資委員会布告に基づくメリットによる追加恩典（Merit-based Incentives）の恩典付与基準に適合すると判断した上で科学技術開発のための基金への寄付の申し込みが税務恩典行使に使用できる完全なものと見なされ、投資委員会事務局からの認可を得た通りに税務恩典を使用するかしないかにかかわらず基金に寄付された金額を一切返すことはできないものとするを承知した。

署名_____

日付_____

注 設立済会社の場合、登録した同様に法的拘束力の署名および社印の捺印をすること。

添付書類

- 1. 会社のカバーレター
- 2. 申込書に記入する日付から 30 日間以内の商務省発行の法人登記証明書の写し
- 3. ID カードの写し、または外国人の場合は有効期限が残っている会社の署名権限者のパスポートおよび労働許可証の写しを使用する。
- 4. BOI 奨励証書の写し、または奨励申請とともに提出する場合は奨励申請書の写しを使用する。

注 写しである全書類は、会社の署名権限者により証明のために署名すること。

なお、会社は予定通りに送金するか変更する場合、支払い予定日の少なくとも 30 日前に理由を示すとともに予定変更認可申請書を提出しなければならないことと、そのようにしないと BOI メリットによる追加恩典を申請するために NSTDA の基金への寄付の条件に従わないとされることを承知した。また、NSTDA は BOI に当該条件に従わないことに関する通知書を提出する権利を留保する。